

平成29年4月12日

株式会社 山陰合同銀行

キャッシュカード取引の一部制限について

山陰合同銀行（頭取 石丸 文男）では、平成29年6月1日（木）より、下記の条件に該当する個人のお客様のキャッシュカード取引を一部制限させていただくこととしました。

全国的に多発する「振り込め詐欺」等に対し、これまでも取引の一部制限やATMコーナーへのボイスポリス（音声案内付き警察官パネル）の設置など、さまざまな対策を講じてまいりましたが、依然として被害が後を絶たないため、更なる対応をさせていただくものです。何卒、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

山陰合同銀行では、今後とも「振り込め詐欺」等の被害の撲滅に取り組んでまいります。

記

1. 実施日

平成29年6月1日（木）

2. 対象となるお客様

70歳以上で、過去1年間のキャッシュカードの1日あたりのご利用額が30万円以下の方

※実施日には、平成29年4月末日時点で対象となるお客様の限度額を引下げ、以降、毎年3月と9月の末日時点で対象となるお客様の限度額を、5月と11月の1日に引下げます。

3. 制限の内容

キャッシュカードの1日あたりのご利用限度額を30万円に引下げさせていただきます。

※ご利用限度額には、ATMでの振込みのほか、現金引出し、定期振替、宝くじ購入、デビットカード、代理人カードのお取引利用額を含みます。（ローン専用カードは除きます）

※キャッシュカードの振込限度額のみを制限する対策もありますが、昨今の詐欺被害金の授受方法は現金の手渡しや配送が増加していることを勘案し、現金引出しも制限することとしました。

4. その他

30万円を超えるお取引を希望されるお客様には、窓口でご本人確認のうえ対応させていただきます。

以 上